⑺　全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑻　各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成10年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

①　建築工事　工事に携わる構成員は、工事種別が建築一式工事の有資格業者であって、次のア及びイの条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、ア及びイは同一工事でなくてもよい。

ア　建物用途　病院
　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　階数　地上５階建て以上
　建物規模　延べ面積15,000㎡以上
　工事内容　新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

イ　地上３階建て以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上の建物の免震装置の設置工事（新営工事であるか改修工事であるかは、問わない。）

②　電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の電気設備工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積15,000㎡以上
　工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。）

③　暖冷房衛生設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積15,000㎡以上
　工事種目　換気設備及び排水設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、換気設備と排水設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。）

⑼　異工種ＪＶの代表者は、①に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成10年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。その他の構成員は、各々携わる工事において、①から③に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成10年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

①　建築工事

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは１級建築士の免許を有する者又は、国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　⑻①アに掲げる工事の経験を有する者であること。

②　電気設備工事

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　⑻②アに掲げる基準を全て満足する新設の電気設備工事で工事種目についてのシステム一式工事の経験を有する者であること。

③　暖冷房衛生設備工事

ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　⑻③に掲げる基準を全て満足する新設の暖冷房衛生設備工事で工事種目についてシステム一式工事の経験を有すること。

⑽　本工事に異工種ＪＶとして競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した場合、その構成員は単体又は他の異工種ＪＶの構成員として申請書及び資料を提出していないこと。

⑾　全ての構成員について、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から独立行政法人労働者健康福祉機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑿　全ての構成員について、１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

２－２　単体有資格業者

次の条件を満たすこと。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑵　厚生労働省から平成25・26年度有資格者名簿［建設工事］のうち東海北陸ブロックにおける建築一式工事、電気工事及び管工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　厚生労働省の建設工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

①　建築一式工事　1,200点
②　電気工事　1,100点
③　管工事　1,100点

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。